（非常用電気等供給施設協定の認可の基準）

第八条の十二　法第四十五条の二十一第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第四十五条の二十一第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二　非常用電気等供給施設及びその属する施設の構造に関する基準並びに非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する事項は、都市再生安全確保計画に適合していなければならない。

三　非常用電気等供給施設及びその属する施設の構造に関する基準並びに非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する事項は、大規模な地震が発生した場合において非常用電気等供給施設の機能に支障が生じないように定められていなければならない。

四　非常用電気等供給施設協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

五　協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

六　協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

（非常用電気等供給施設協定に関する準用）

第八条の十三　第八条の二及び第八条の四の規定は、法第四十五条の二十一第一項に規定する非常用電気等供給施設協定について準用する。

（都市利便増進施設）

第十二条の二　法第四十六条第十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一～十　［略］

（居住者等利用施設）

第十二条の三　法第四十六条第十六項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの

二　公園、緑地、広場その他これらに類するもの

三　噴水、水流、池その他これらに類するもの

四　教育文化施設、医療施設、福祉施設その他これらに類するもの

五　集会場、業務施設、宿泊施設、食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの

（市町村決定計画及び計画決定期限の公告）

第十三条　法第四十六条第十八項後段（同条第十九項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の定める方法で行うものとする。

一～三　［略］

（民間都市再生整備事業計画の認定等の申請）

第二十二条　法第六十三条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第八による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～十一　［略］

十二　令第二十三条第二号又は第五号に規定する事業にあっては、当該事業に該当することを明らかにすることができる図書

十三　［略］

2　［略］

［条を加える。］

（都市利便増進施設）

第十二条の二　法第四十六条第十三項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一～十　［同上］

［条を加える。］

（市町村決定計画及び計画決定期限の公告）

第十三条　法第四十六条第十五項後段（同条第十六項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の定める方法で行うものとする。

一～三　［同上］

（民間都市再生整備事業計画の認定等の申請）

第二十二条　［同上］

一～十一　［同上］

十二　令第二十一条第二号又は第五号に規定する事業にあっては、当該事業に該当することを明らかにすることができる図書

十三　［同上］

2　［同上］